

野田市告示第39号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和7年3月14日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 54枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越してください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

## 第九号様式之二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-2-1	立看板 はり札	— 12	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-2	立看板 はり札	— 1	境杉戸線～市道71075～2522～1501～71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～桐ケ作	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-3	立看板 はり札	— 3	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511 ～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-4	立看板 はり札	— 1	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-5	立看板 はり札	— 3	岩井関宿野田線～結城野田線～市道2533～93446～1504～93418～1504～結城野田線～岩井関宿野田線～我孫子関宿線～市道93179～93710～2535 木間ヶ瀬～東宝珠花～平井～岡田～木間ヶ瀬	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	令和7年2月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-6	立看板 はり札	— 2	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和7年2月12日 午前9時から午後4時	令和7年2月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-7	立看板 はり札	— 11	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和7年2月12日 午前9時から午後4時	令和7年2月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-8	立看板 はり札	— 3	つくば野田線～市道1220 目吹～鶴奉～目吹～木野崎	令和7年2月12日 午前9時から午後4時	令和7年2月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-9	立看板 はり札	— 11	野田牛久線～市道1180～1160～2170～1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和7年2月18日 午前9時から午後4時	令和7年2月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-10	立看板 はり札	— 5	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和7年2月18日 午前9時から午後4時	令和7年2月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-2-11	立看板 はり札	— 2	我孫子関宿線 瀬戸～三ツ壠～瀬戸上灰毛	令和7年2月18日 午前9時から午後4時	令和7年2月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	